

## 7 その他

### (1) 他機関等との連携

#### 医師会との連携

##### 1 概要

埼玉県と埼玉県医師会とは、新型コロナウイルス感染症対応初期から連携を図り、様々な取組を行ってきた。特に①発熱外来PCRセンターの設置、②診療・検査医療機関の公表、③ワクチン接種、④後遺症（罹患後症状）対策については全国に先駆けた取組もあり、連携の象徴的な取組である。

また、県職員が県医師会内に設置された新型コロナウイルス感染症対策会議に毎週出席し、感染動向・県施策の説明や意見交換、県医師会への協力依頼を行うなど常にコミュニケーションを取りながら取組を行ってきた。

さらに、県が症例検討会を開催し、入院調整や自宅療養、地域連携などのテーマごとに医療機関同士の情報共有や課題解決を図るなど、現場の医師等とも連携を図った。

##### 2 経緯・取組内容

###### (1) 第1波（令和2年2月1日～令和2年6月9日）

###### ①発熱外来PCRセンター

厚生労働省の令和2年4月15日付け事務連絡「帰国者・接触者外来の増加策及び対応能力向上策について」を受け、県は県医師会に対して発熱外来PCRセンター（県の呼称。国の名称は「地域外来・検査センター」）の運営を依頼した。

併せて、県医師会と連携し、郡市医師会に対して、丁寧な説明を行うことにより、令和2年5月1日に全国で初めて県保健所管内に所在する全23郡市医師会と委託契約を締結し、県内のPCR検査機能の大幅な拡充を図ることができた。

なお、保健所設置市（さいたま市、川越市、越谷市、川口市）に所在の7郡市医師会においても地域外来・検査センターを設置したことから、本県では県内全ての30郡市医師会において同センターを設置することができた。

###### (2) 第2波（令和2年6月10日～令和2年9月13日）

###### ①発熱外来PCRセンター

発熱外来PCRセンターの運営【再掲】

(3) 第3波(令和2年9月14日～令和3年2月22日)

①発熱外来PCRセンター

ア 長期休暇期間中の診療・検査体制強化の実施

- ・年末年始の6日間(令和2年12月29日～令和3年1月3日)

年末年始の期間は他の期間と比べて開院する医療機関が少なくなるため、県医師会および各郡市医師会と連携し、年末年始における郡市医師会ごとの診療・検査体制を確保することにより、当該期間中も県民が安心して医療機関を受診できるようにした。

※県保健所管内に所在する全23郡市医師会と契約締結

イ 発熱外来PCRセンターの運営【再掲】

②診療・検査医療機関

診療・検査医療機関の公表に当たっては、風評被害や公表医療機関への検査等の集中を危惧する意見もあったが、県医師会と連携して県内の医療機関に対して丁寧な説明を行い、制度当初から指定した全医療機関の公表に繋げた。制度開始当初から全ての診療・検査医療機関を公表したのは、高知県と埼玉県のみであった。

③ワクチン接種

ア ワクチン接種体制確立

令和2年12月に国から具体的な接種スケジュールが示され、令和3年2月から順次始まるワクチン接種までに急ピッチで接種体制を確立する必要があった。

準備にあたり喫緊の課題は、2か月という短期間で、接種会場となる病院や診療所、市町村が設置する集団接種会場に協力する接種医療機関等を確保することであった。

多くの医療機関の協力を得るため、県医師会及び郡市医師会の全面的な協力をいただきながら、調整を進めた。具体的な調整内容についても県医師会会長・副会長をはじめとする役員から細部にわたるアドバイスをいただいたことで円滑に進めることができた。

このように県医師会の強いリーダーシップ及びきめ細かい協力を通じ、短期間での郡市医師会、各医療機関との調整、体制確立が可能となった。

イ 医療従事者等優先接種

県医師会及び各郡市医師会と協力し、県内298病院を医療従事者等

の優先接種を行う病院と高齢者をはじめ住民接種を行う病院等に振り分け、いち早く医療従事者等の接種会場を決定した。

具体的には、令和3年1月に開催した県医師会理事会で、県及び県医師会から各郡市医師会に対して、県及び市町村に対して配分される516台のディープフリーザーのうち、2月末までに配送される79台を設置するAグループ（医療従事者等の優先接種を行う）79病院の候補案を提示した上で、県内298病院についてAグループ79病院又はBグループ（高齢者をはじめ住民接種を行う）219病院への振り分けを依頼した。また、市町村が設置する集団接種会場又は診療所218か所での住民接種について、県及び県医師会から各郡市医師会へ協力依頼を行った。

さらに、1月に県と県医師会の共催で説明会を開催し、医療関係者約3,000人の参加があった。

各郡市医師会からは、県にAグループ・Bグループ病院振り分け調整の結果報告があり、各病院あて接種協力医療機関の決定通知を送付した。これにより医療従事者等優先接種体制の速やかな構築が可能となった。

#### ウ 専門医療機関の指定

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種後の副反応を疑う症状に対する診療体制を構築する必要があった。

専門医療機関の指定に当たっては、県医師会に助言をいただき、神経難病の知見を有する埼玉県難病診療連携拠点病院の4病院（自治医科大学附属さいたま医療センター、埼玉医科大学総合医療センター、埼玉医科大学病院、獨協医科大学埼玉医療センター）に協力依頼を行い、令和3年3月1日に指定した。また、かかりつけ医等が、専門医療機関と円滑に相談できるよう、県医師会から各郡市医師会を通じて会員医療機関に周知するなど、県内の医療機関に情報共有した。これによりワクチンの接種後の副反応を疑う症状に対する診療体制の構築を実現できた。

#### （４）第4波（令和3年2月23日～令和3年6月10日）

##### ①発熱外来PCRセンター

###### ア 長期休暇期間中の診療・検査体制強化の実施

- ・ ゴールデンウィークの7日間（令和3年4月29日～令和3年5月5日）  
※県保健所管内に所在する全23郡市医師会と契約締結

###### イ 発熱外来PCRセンターの運営【再掲】

### ③ワクチン接種

#### ア 集団接種会場

令和3年2月、医療従事者への接種が順次開始される中、高齢者接種に向けた体制づくりが進められていた。さらに、引き続いて行われる16歳以上の全住民を対象とし、迅速にワクチン接種を進めるには、個別接種に加え、集団接種会場の設営が不可欠であった。集団接種会場については、安全かつ速やかに行う必要があったものの、ノウハウがないことから自治体や関係医療機関から不安の声が聞かれた。そのため、県医師会、蕨戸田市医師会、戸田市及び県の共催で集団接種訓練を実施し、会場レイアウト、医療スタッフの配置、被接種者の導線、副反応時における救急搬送等、細部にわたり検証を行った。訓練結果は、県内市町村及び各郡市医師会に共有され、集団接種会場の安全な運営体制の構築及び被接種者の安心に大きく寄与した。

#### イ 接種医療機関の掘り起こし

令和3年4月末、菅首相の記者会見を受け、急遽、国から都道府県あて7月末までに高齢者向けワクチン接種を完了するよう要請が行われ、ワクチン接種のペースを上げる必要が生じた。接種体制強化には、既存の接種医療機関に加え、更なる医療機関数の増強が必要であったが、この際においても県医師会及び郡市医師会に大きく協力いただき、多くの接種医療機関の掘り起こしが可能となった。これにより、6月の掘り起こし前までは3万人程度だった1日当たりの接種能力について、7月には8万人程度に増強することができた。

### (5) 第5波（令和3年6月11日～令和3年12月14日）

#### ①発熱外来PCRセンター

発熱外来PCRセンターの運営【再掲】

#### ④後遺症（罹患後症状）対策

感染者の増加に伴い、療養終了後も微熱や倦怠感などの症状が残ることが分かったことから、後遺症外来を行う医療機関を増やし、地域の医療機関が患者に寄り添い、診療できる体制を構築する必要が生じた。そこで、まずは県医師会の協力の下、令和3年10月から7医療機関9診療科において、地域の医療機関からの紹介を受けて後遺症（罹患後症状）の診療を行う後遺症外来を開始した。

(6) 第6波(令和3年12月15日～令和4年6月5日)

①発熱外来PCRセンター

ア 長期休暇期間中の診療・検査体制強化の実施

- ・年末年始の6日間(令和3年12月29日～令和4年1月3日)  
※県保健所管内に所在する全23郡市医師会と契約締結
- ・ゴールデンウィークの5日間(令和4年4月29日、30日、5月3日～5日)  
※県保健所管内に所在する全23郡市医師会と契約締結

イ 発熱外来PCRセンターの運営【再掲】

③ワクチン接種

ア 小児接種体制の確立

令和3年11月から国において小児へのワクチン接種の必要性について議論が開始された。一方、保護者の中からは、小児という特殊性から効果や安全性を不安視する声などもあがっていた。このような中、県医師会からは、信頼関係のあるかかりつけ小児科医に接種いただくことが、保護者の安心につながるとアドバイスをいただき、本県では小児科標ぼう医療機関を中心に接種体制を構築していく方向性をいち早く決定した。これにより、市町村と郡市医師会による個別接種中心の接種体制を円滑に進め、混乱なく速やかに小児接種を開始することができた。

④後遺症(罹患後症状)対策

これまで後遺症(罹患後症状)を診療していなかった医療機関の診療の指針となるよう、後遺症外来を行う7医療機関から422症例を収集し、県医師会と連携して設置した症例検討会において検討を行い、令和4年3月、全国に先駆けて症例集を作成した。

この症例集を県内全ての医療機関に配付し、後遺症外来を実施していただけた医療機関を募集した。併せて、県医師会との共催で講演会を開催し、担当医師が症例集に掲載した症例を報告するとともに、各診療科における具体的な対処法を説明した。

その結果、令和4年4月1日時点で147医療機関から手が挙がり、すべての医療機関を診療科又は地域ごとのリストに整理し、県ホームページで公開した。

また、令和4年5月にはオミクロン株中心の第6波における患者の症例について、後遺症外来を行う医療機関にアンケートを実施し、その結果を反

映した症例集第2版を作成した。

(7) 第7波(令和4年6月6日～令和4年10月7日)

①発熱外来PCRセンター

第7波においては、それまでと比べて新規陽性者数が急増し、感染の急拡大が進む中、早急に県内の診療・検査体制を強化する必要があった。

そこで、保健所設置市(さいたま市、川口市、川越市、越谷市)と協議し、全県で臨時の診療・検査体制を実施した。従来の23郡市医師会に加えて保健所設置市に所在する7郡市医師会とも契約を締結することにより、全県でのお盆期間や休日等の診療・検査体制の強化を図った。

ア 長期休暇期間中の診療・検査体制強化の実施

- ・お盆期間の2日間(令和4年8月11日、14日)
- ※全30郡市医師会と契約締結(保健所設置市分も含む)

イ 休日等の診療・検査体制強化の実施

7月から8月までの期間のうち13日間

- ・7月の2日間(30日、31日)
- ・8月の11日間(4日、6日、7日、11日、13日、14日、20日、21日、25日、27日、28日)

※県内全30郡市医師会と契約締結(保健所設置市分も含む)

※対象日が本来休診日である医療機関が、臨時的に1日あたり6時間以上、かつ、診療・検査の両方に対応する場合が対象

※8月11日及び14日については、上記のお盆期間における体制強化に参画した医療機関は対象外

ウ 発熱外来PCRセンターの運営【再掲】

②診療・検査医療機関

感染急拡大に対応するため、令和4年7月に知事と県医師会長との連名の書簡により、各医療機関に診療・検査医療機関への指定申請の依頼を行い、診療・検査医療機関の拡充を図った。令和4年7月9日には検査件数が過去最高の23,381件となる中、約80%にあたる18,770件を診療・検査医療機関で実施した。

(8) 第8波(令和4年10月8日~令和5年5月7日) ※5類移行時点を暫定的な終期とする

①発熱外来PCRセンター

第8波で実施した体制強化(以下のア、イ)についても、迅速に全県での診療・検査体制を確保するため、保健所設置市に所在する7郡市医師会も含めた県内全30郡市医師会と契約を締結した。

ア 長期休暇期間中の診療・検査体制強化の実施

・年末年始の6日間(令和4年12月29日~令和5年1月3日)

※全30郡市医師会と契約締結(保健所設置市分も含む)

・ゴールデンウィークの4日間(令和5年4月29日、令和5年5月3日、4日、5日)

※県内全30郡市医師会と契約締結(保健所設置市分も含む)

イ 日曜日・祝日の診療・検査体制強化の実施

12月から2月までの期間のうち15日間

・12月の4日間(4日、11日、18日、25日)、

・1月の5日間(8日、9日、15日、22日、29日)、

・2月の6日間(5日、11日、12日、19日、23日、26日)

※全30郡市医師会と契約締結(保健所設置市分も含む)

ウ 発熱外来PCRセンターの運営【再掲】

②診療・検査医療機関

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザとの同時流行や、5類移行後に備え、診療・検査医療機関の更なる拡充を行う必要があったため、令和4年10~11月と令和5年4月の2回に渡り、知事と県医師会長との連名の書簡により、県内医療機関に対し、診療・検査医療機関への指定について依頼を行った。

③ワクチン接種

ア 接種体制の増強

令和4年9月から開始した「令和4年秋開始接種」(オミクロン株対応ワクチンによる3~5回目接種)では、国の方針変更による接種期間短縮により接種対象者が同時期に集中し、予約が殺到したことから、一部自治体では予約が取れないという事態が発生した。

この際、県は、県医師会に協力いただき、市町村と郡市医師会それぞれ

に集団接種会場や医療機関の予約枠の増強について協力依頼を行った。  
これにより、予約枠不足が解消され、接種希望者の早期接種を実現できた。

### 3 実施上の課題と対応

早期の体制整備が必要とされる取組が多く、綿密な連携を図るのが時間的にも厳しい中、常にコミュニケーションを取りながら連携してきた。

また、県職員が県医師会内に設置された新型コロナウイルス感染症対策会議に毎週のように出席し、感染動向・県施策の説明や意見交換、県医師会への協力依頼を行うなど常にコミュニケーションを取りながら連携を図った。

### 4 ICTの活用

特になし

### 5 広報・関係機関への周知

特になし

### 6 自己評価

県医師会とは、新型コロナウイルス感染症対応初期から連携を図り、様々な取組を行うことができた。

### 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

特になし

### 8 根拠法令・事務連絡等

なし

### 9 事業費・財源

なし

### 10 5類移行に伴う対応

#### (1) 県医師会主催の会議への参加

県医師会が設置した「新型コロナウイルス感染症対策会議」は、5類移行後も継続され、県職員も引き続き毎週出席し、県内の感染動向や県施策の説明などを行うとともに現場の医療機関の状況などの把握に取り組んだ。

(2) 5類移行に係る検討会議の開催

県では、新型コロナウイルス感染症の5類移行後を見据え、「新型コロナウイルス感染症5類移行に係る検討会議」を設置した。令和5年3月16日、29日、そして、移行後の5月15日に会議を開催し、本県の医療体制等の諸課題について、県医師会をはじめ県内医療機関の医師など関係者との意見交換を行った。

## 全国知事会や1都3県との連携

### 1 概要

全国知事会においては、速やかに各都道府県における新型コロナウイルスへの対応状況や対策に関するニーズ等の情報を把握するとともに、それを踏まえて、国に対して必要な措置について要請を行ったほか、生活圏として一体性のある東京都、千葉県、神奈川県とともに1都3県知事テレビ会議を随時開催し、足並みを揃えて実施することでより効果の上がるものについて連携して取り組んだ。

また、関東地方知事会議や九都県市首脳会議においても国への要望や共同メッセージの発出などを行った。

### 2 経緯・取組内容

第1波～第8波まで全てにおいて実施。

#### (1) 全国知事会

令和2年1月30日に、全国知事会内に「新型コロナウイルス緊急対策会議」が設置された。その後、令和2年2月25日には全都道府県知事を構成員とする「新型コロナウイルス緊急対策本部」に移行して、令和4年度末まで、計41回の会議が開催された。

これまで新型コロナ関連で60本の提言を取りまとめ、国に申し入れを行った。提言の取りまとめに当たっては、本県からも意見を提出し、本県の課題に対する要望も多く反映させていて、実現化に結びついている。

#### (2) 関東地方知事会議

##### ア 令和2年度第一回（春）（令和2年6月15日開催）

感染症対策の強化に向けた取組に対する技術的・財政的支援やワクチン開発の支援などを国に求める要望を取りまとめた。

##### イ 令和2年度第二回（秋）（令和2年10月21日開催）

感染拡大対策の実効性を確保するための法的措置や確実な財政支援、医療機関の経営悪化に対する支援などを国に求める要望を取りまとめた。また、秋冬の観光シーズンの本格化に向けて、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぎつつ、経済の回復を図るため、共同でメッセージを取りまとめ、ホームページ等で発信した。

- ウ 令和3年度第一回（春）（令和3年5月28日開催）  
コロナ禍における地域公共交通サービスの確保に向けた支援や新型コロナウイルスに感染した自宅療養者への医療提供に係る財政的支援などを国に求める要望を取りまとめた。
- エ 令和3年度第二回（秋）（令和3年10月20日開催）  
感染症対策の強化に向けた取組に対する技術的・財政的支援やワクチン開発の支援などを国に求める要望を取りまとめた。
- オ 令和4年度第一回（春）（令和4年5月18日開催）  
新型コロナウイルス感染症に罹患した等の影響により医療関係職種国家試験を受験できなかった者に対する救済措置、感染症対策の強化に向けた取組に対する技術的・財政的支援や医療提供体制の充実・強化、ウィズコロナ・アフターコロナの観光振興などを国に求める要望を取りまとめた。
- カ 令和4年度第二回（秋）（令和4年10月26日開催）  
感染症対策の強化に向けた取組に対する技術的・財政的支援や医療提供体制の充実・強化などを国に求める要望を取りまとめた。

### （3）九都県市首脳会議

令和2年4月1日及び9日に、九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、川崎市、横浜市、千葉市、さいたま市、相模原市）の首脳が緊急テレビ会議を開催し、各都県市の現状と対応状況を共有するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、共同で注意喚起のメッセージを発出した。その後は、年2回開催される定例の会議において、国に求める要望の取りまとめや共同メッセージを取りまとめた。

- ア 第78回首脳会議（令和2年11月11日開催）  
「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた共同宣言」と、感染防止策と医療体制の整備、交付金等の財政支援の充実などを国に求める「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた要望」を発出した。
- イ 第79回首脳会議（令和3年4月21日開催）  
大型連休中の感染防止対策の徹底を呼び掛けるため「新型コロナウイルス感染症対策に関する共同メッセージ」を発出するとともに、引き続き感染

防止対策の強化を図るため「新型コロナウイルス感染症に関する要望」を取りまとめた。

ウ 第80回首脳会議（令和3年10月25日開催）

感染再拡大防止、感染症対策と社会経済活動の両立、新たな感染症にも迅速かつ柔軟に対応できる社会づくりに取り組んでいく決意を共有するとともに、「ウィズ・コロナ」「ポスト・コロナ」時代の取組に関する共同宣言」を取りまとめた。

エ 第81回首脳会議（令和4年4月20日開催）

大型連休に向けて感染防止対策等と呼び掛けるため、九都県市として共同メッセージを取りまとめるとともに、メッセージ動画により広く周知した。

オ 第82回首脳会議（令和4年10月31日開催）

ワクチンの早期接種と呼び掛けるため、九都県市として共同メッセージを取りまとめるとともに、メッセージ動画等を活用し、広く周知した。また、新型コロナウイルス感染症対策に係る財源について、計画的に地方自治体に通知するとともに、その執行を柔軟に行えるよう国に対して要望した。

カ 第83回首脳会議（令和5年4月26日開催）

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの「5類」移行後において、基本的な感染対策は引き続き有効であること及びマスクの着脱は個人の判断を尊重することについて、住民や事業者に呼び掛けるため、九都県市として共同メッセージを取りまとめた。

（4）1都3県知事会議

首都圏は生活圏として一体性があることから、1都3県で連携し、感染拡大防止に対処することは重要であるため、1都3県の知事によるテレビ会議を開催し、各都県による取組の状況を共有し意見交換を行うとともに、国への要望、県民・都民への共同メッセージの発出などについて、連携した取組を行った。

令和2年3月26日に第1回会議を開催してから、令和5年5月1日開催の会議までに計29回の会議が開催された。

また、令和2年の年末に感染者が急速に拡大した際には、首都圏全体の感染拡大に歯止めをかけるため、1都3県の知事が、令和3年1月2日に西村康稔

経済再生担当大臣を訪問し、緊急事態宣言の発出を速やかに検討するよう要望した。その結果、令和3年1月7日に、令和3年1月8日から令和3年2月7日までの間、1都3県を区域とする緊急事態宣言が発出された。

#### 4 ICTの活用

会議の開催に当たっては、オンライン会議ツールを活用することで、支障なく会議を開催することが出来た。

#### 5 広報・関係機関への周知

- (1) 会議開催時の報道機関への周知
- (2) 会議後の取材対応（ぶらさがり会見）
- (3) 会議後の会議資料・会議概要のホームページでの公表

#### 6 自己評価

庁内関係各課とも円滑に連携することで、要望内容等に適切に反映することが出来た。

#### 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

新興感染症の感染拡大時には、必要に応じ、これまでに培ったノウハウを活かして速やかに対応をしていくことが必要である。

#### 8 根拠法令・事務連絡等

なし

#### 9 事業費・財源

なし

#### 10 5類移行に伴う対応

##### (1) 全国知事会

「新型コロナウイルス緊急対策本部」は、令和5年7月25日、26日に開催された全国知事会議において、以下の理由で、当面、本部体制を継続することを決定した。

- ・ 専門家からは既に第9波が始まっている可能性があるとの指摘がなされるなど、この夏の全国的な感染拡大が懸念されること
- ・ 5類移行に関する経過措置の取扱いを含め、幅広い医療機関での外来診療

- ・入院対応やワクチン接種に課題があること

ただし、こうした課題の解決を前提として、今後、オミクロン株と病原性が大きく異なる変異株が出現するなど、感染動向や重症化リスクに特段の変更が生じない限り、令和5年度末をもって、新型コロナウイルス緊急対策本部を廃止することになっている。

また、令和5年5月8日から9月30日までの間には、会議が1回開催され、1本の提言を取りまとめ、国に申し入れを行った。

## (2) 関東地方知事会議

令和5年度第二回（春）（令和5年5月24日開催）

感染症対策の強化に向けた取組に対する技術的・財政的支援や医療提供体制の充実・強化などを国に求める要望を取りまとめた。

## 市町村との連絡窓口

### 1 概要

新型コロナウイルス感染症に県と市町村が一丸となって取り組むため、本県から市町村への迅速かつ確実な情報提供を行うとともに、市町村との意見交換を通じて本県への要望・相談等を把握するなど市町村との情報連絡体制を強化した。

### 2 経緯・取組内容

#### (1) 第1波～第8波まで全てにおいて実施

##### ・市町村との情報連絡体制の強化

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためには、本県だけでなく、市町村と一丸となってその対策に取り組むことが重要である。

他方、市町村における情報共有の状況によっては、市町村長への迅速かつ確実な情報伝達が図られない可能性が想定された。

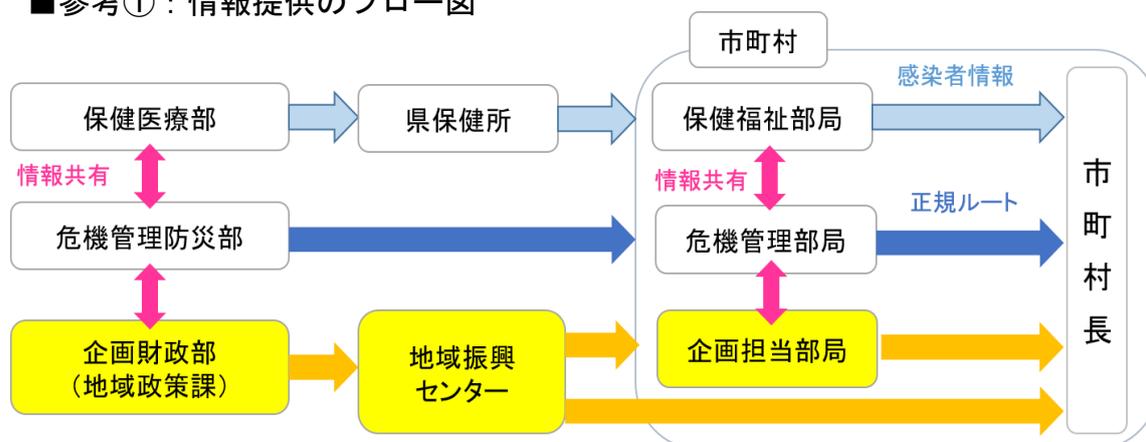
そこで、令和2年3月から、日頃から市町村とのつなぎ役・サポート役を担う地域振興センターにおいて、国や本県の情報市町村の企画担当部に提供することとした。特に重要な情報については、地域振興センター所長が市町村長に直接連絡し、迅速かつ確実な情報提供を行った。

また、同年6月、新型コロナウイルス感染症に関する市町村との連絡調整を行うため、南部、春日部、狭山、熊谷の4の拠点保健所に副所長を新たに配置した。各副所長は、拠点管内の複数の保健所副所長を兼務し、管内各市町村の感染者に関する情報提供、新型コロナウイルス感染症に関する国や県の施策の情報提供や市町村との連携協定締結に向けた調整など、市町村と緊密な連携を図った。

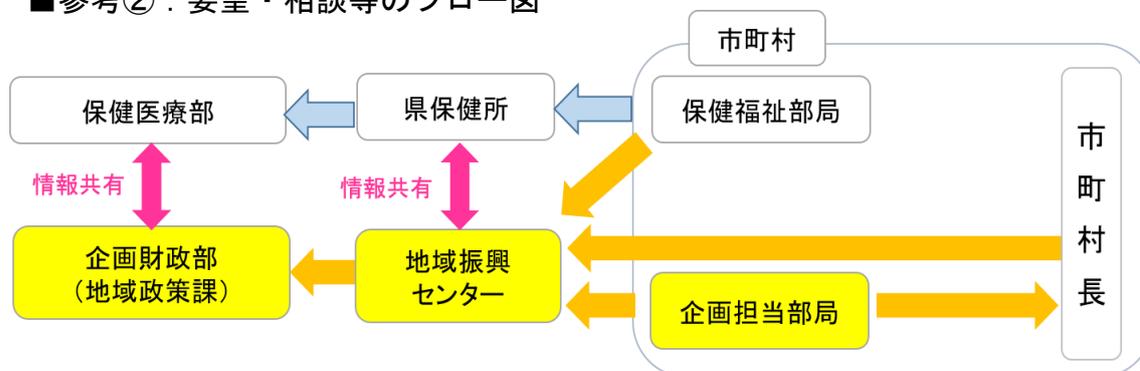
さらに、より緊密なコミュニケーションを図るため、各地域振興センターの副所長が同年6月から管内保健所の副所長を兼務し、市町村との意見交換や要望・相談の受付等を行った。

このほか、自宅療養者に対する県と市町村の連携事業や駅頭での街頭キャンペーン等の実施について、市町村長等に説明し協力を求めるなど、県と市町村の連携した取組を推進した。

■参考①：情報提供のフロー図



■参考②：要望・相談等のフロー図



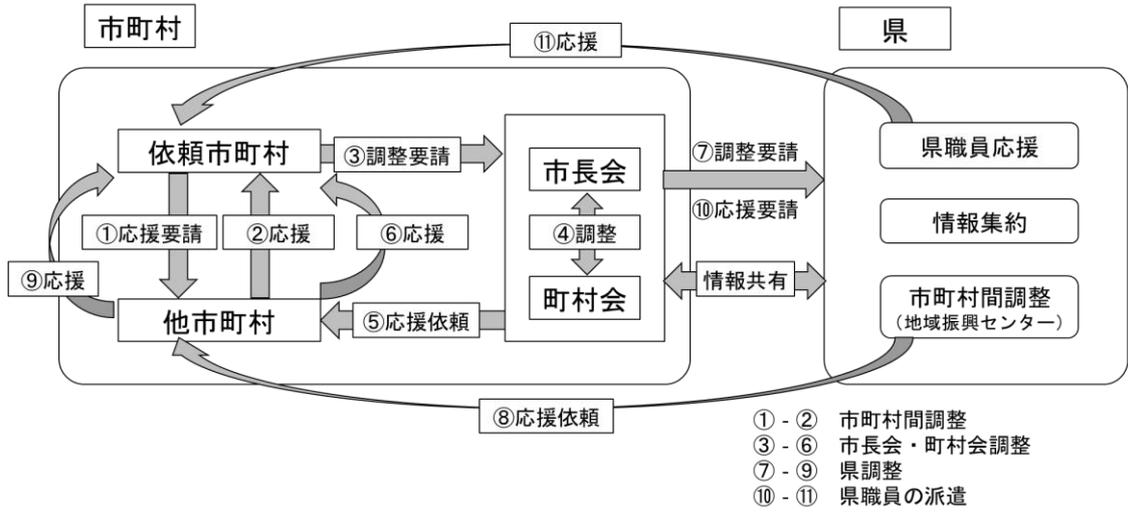
(2) 第6波（令和3年12月15日～令和4年6月5日）

・市役所及び町村役場でのクラスター発生時における職員応援体制の整備

令和4年2月に国の通知「オミクロン株等新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応した地方公共団体の機能維持及び必要な業務継続について」（令和4年2月3日付け閣副第122号・総行市第22号・総行政第26号・総行公第10号）により、オミクロン株の特性を踏まえて、都道府県においては、市町村の発生時継続業務の実施が困難となる場合を想定して、地域の実情に即した具体的な支援策を定めることとされた。

これを踏まえ、市長会及び町村会と連携した支援策を講ずることとし、令和4年6月に全市町村が参加する「市役所又は町村役場でのクラスター発生時における職員応援体制」を整えた。

市町村役場でのクラスター発生時における市町村の職員応援体制



## 市役所及び町村役場でのクラスター発生時における職員応援体制について

### 1 目的

市役所及び町村役場において、新型コロナウイルス感染症によるクラスターが発生したことにより、発生時継続業務の実施に必要な体制の確保が困難となった市町村を支援するため、職員の相互応援体制を整備する。

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた機能維持及び必要な業務継続に関して、緊急点検を実施し、継続が必要な業務及び必要な体制を確認いただいています。  
(令和4年1月14日内閣官房・総務省通知、令和4年1月24日内閣官房・総務省事務連絡)
- ・発生時継続業務は、この点検により優先順位が高く感染症発生時に継続する業務と位置付けた業務をいいます。
- ・市役所または町村役場でのクラスター発生により出勤者数が減少し、発生時継続業務の実施に必要な体制の確保が困難となった市町村を支援するものです。

### 2 応援事態

この制度による応援は、新型コロナウイルス感染症によるクラスターの発生により、総職員数の7割以上が出勤できない場合（以下「応援事態」という。）に行う。

ただし、他に非常時の応援等の協定等がある場合は、当該協定等による応援を優先する。

- ・国の新型インフルエンザ業務継続計画（例）では、継続業務を担う出勤職員数を60%としているが、濃厚接触者や職場から出勤自粛を求められている者は在宅勤務が可能なことや、県の感染予防対策は出勤職員数を3割以下としていることから、7割以上の職員が出勤できない場合を対象とします。
- ・BCPにおいて、3割以下の出勤者数で発生時継続業務を実施できるとしている市町村は、市町村の定める基準を下回った場合を応援事態とします。

### 3 発生報告

この制度に参加する市町村（以下「参加市町村」という。）は、応援事態となる恐れがあるときは、様式1（感染者の推移等）により市長会または町村会にクラスターの発生を報告する。なお、文書に代えて、電話または電子メール本文により連絡することもできる。以下、4～7も同じ。

### 4 応援要請

応援事態が生じた参加市町村（以下「要請市町村」という。）は、参加市町村の中から適当と認める市町村に対し、様式2（応援人数、業務、期間等）により、要請市町村の発生時継続業務を補助する職員（以下「応援職員」という。）の派遣を要請する。①

応援職員の派遣に応じる参加市町村（以下「応援市町村」という。）は様式3により、応援が困難と判断した参加市町村は様式4により要請市町村に回答する。②

- ・事前に、近隣の参加市町村と情報共有いただき、事態に備えていただくようお願いします。

### 5 応援調整（市長会・町村会）

4による応援要請により応援職員を確保できない場合、要請市町村は、市長会または町村会に対し、様式5により、応援市町村の調整（以下「応援調整」という。）を依頼する。③

応援調整を受理した市長会及び町村会は、協議して応援市町村を調整し④、様式6により応援市町村に応援依頼を行うとともに⑤、応援市町村を調整したときは、様式7により応援調整を依頼した要請市町村に回答する。

回答を受理した要請市町村は、応援市町村に対し、様式2により応援要請を行う。⑥

## 6 応援調整（県）

5による応援調整が不調な場合、市長会または町村会は、県に対し様式8により応援調整を依頼する。⑦

県は、応援市町村を調整し、様式9により応援依頼を行う⑧とともに、調整した場合は様式10により、調整できない場合は様式11により市長会または町村会に回答する。

様式10による回答を受理した市長会または町村会は、様式7により要請市町村に回答し、回答を受理した要請市町村は、応援市町村に対し様式2により応援要請を行う。⑨

## 7 県職員の応援

応援調整により応援職員を確保できない場合、市長会または町村会は要請市町村の意向を踏まえ、様式12により県職員の応援を要請することができる。⑩

要請を受けた県は、市長会または町村会に対し、様式13により応援の可否を回答し、回答を受けた市長会または町村会は、様式14により要請市町村に回答する。

## 8 応援職員

応援職員は事務職員に限り、専門職員（資格職等）は対象外とする。

応援職員は原則として、応援職員を派遣する団体が職務命令により派遣し、要請市町村からの兼務発令は行わない。

- ・専門職員は絶対数が少なく、市町村間で相互応援体制を構築することが困難であることから、対象外とします。
- ・本体制は、市町村役場におけるクラスター発生に対する応急措置として構築するものであり、長期間の応援は想定していないことから、応援は1か月以内の短期を原則とし、具体的な期間は要請市町村の希望をもとに、応援団体と調整の上で決定するものとします。
- ・応援職員は時間外、休日勤務は行わないものとします。
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）に基づく緊急事態措置の実施のために必要な応援については、専門職員を含め別途、特措法に基づき個別に調整します。

## 9 費用負担

応援に伴う人件費は、応援職員を派遣する団体が負担し、応援先で要する事務費は応援を受ける市町村が負担する。

- ・応援職員の人件費及び要請市町村までの旅費は応援職員を派遣する団体の負担とし、その他の費用は要請市町村の負担とします。
- ・応援期間が長期（1か月以上）になる場合などは、要請市町村及び応援職員を派遣する団体で協議し、別の取り扱いをすることができるものとします。
- ・応援職員の応援業務中の公務災害補償に関する経費は応援職員を派遣する団体の負担とし、応援職員が応援業務中に第三者に損害を与えた場合は要請市町村が賠償するものとします。

## 3 実施上の課題と対応

市町村における新型コロナウイルス感染症対策の検討・実施のため、県からの速やかな情報提供について、多くの市町村から強い要望があった。

そこで、国及び本県における取組や検討状況の情報を早期に入手し、地域振

興センターを通じて情報提供を行った。また、地域振興センターが市町村を訪問した際などに保健福祉部局等に立ち寄り、丁寧に相談・要望等を聞き取り、県の担当部局に情報共有を行った。

職員応援体制の整備については、実際の運用はなされていないため、細部についての調整が必要である。

#### 4 ICTの活用

特になし

#### 5 広報・関係機関への周知

特になし

#### 6 自己評価

日頃からの「市町村との顔の見える関係」を生かし、地域振興センターから市町村へ迅速かつ丁寧な情報提供等を行うことができた。

職員応援体制の整備については、国の通知を踏まえ、市長会及び町村会と連携して、全市町村が参加する体制とすることができた。

#### 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

新興感染症の感染拡大時には本県の危機管理防災部や保健医療部等の業務がひっ迫することが予想されることから、引き続き、企画財政部（地域振興センター等）が市町村への情報提供等を担うことで、市町村との連携体制を強化することが必要である。

職員応援体制の整備については、実際の運用はなされていないため、新興感染症の感染拡大時に適用する場合には改めて調整が必要である。

#### 8 根拠法令・事務連絡等

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第33条等
- ・ 「オミクロン株等新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応した地方公共団体の機能維持及び必要な業務継続について」（令和4年2月3日付け閣副第122号・総行市第22号・総行政第26号・総行公第10号内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長・総務省自治行政局長・総務省新型コロナウイルス感染症対策等地方連携総括官・総務省自治行政局公務員部長通知）

#### 9 事業費・財源

なし

## 10 5類移行に伴う対応

5類移行後、地域振興センターからは、新型コロナウイルス感染症に係る市町村への情報提供等の実績はないが、引き続き、市町村との連絡体制を整えている。

## 予算編成

### 1 概要

本県では、国の補正予算などの対応策に迅速に対応し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策や医療提供体制の整備、休業等を余儀なくされた県内事業者への支援等を行うとともに、コロナ禍において長引く原油価格や物価高騰の影響により厳しい状況に置かれている県民、県内事業者への支援等を行うため、令和元年度8号補正予算を皮切りに、令和5年度当初予算までの間で、計41回に及ぶ予算編成を行ってきた。

この予算編成における事業数は合計で801事業となり、また予算総額は約1兆5,832億円となっている。

なお、その財源には国の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」や「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用するとともに、地域整備事業会計から借り入れた100億円を原資に創設した「新型コロナウイルス感染症対策推進基金」を活用するなど、必要な事業の迅速かつ円滑な実施と県財政の健全性維持の両立に努めた。

### 2 経緯・取組内容（予算額の単位は百万円。時期は提案日又は専決処分日）

#### （1）第1波（令和2年2月1日～令和2年6月9日）

##### No. 1 令和2年度1号補正予算（令和2年2月28日）

新型コロナウイルス感染症への県民の不安解消や、更なる感染拡大を防止するための体制強化に要する経費について、補正予算を編成した。

事業数	予算額	主な事業
1	453	➤ 新型コロナウイルス感染症対策事業費（453）

##### No. 2 令和元年度8号補正予算（令和2年3月23日）

国の緊急対応策に迅速に対応し、新型コロナウイルス感染症の更なる拡大防止などを図るため、感染拡大防止対策や医療提供体制の整備などについて補正予算を編成した。

事業数	予算額	主な事業
10	2,256	➤ 生活福祉資金貸付促進費（1,154） ➤ 介護施設等における新型コロナウイルス感染症対策事業費（396） ➤ 埼玉県地域医療介護総合確保基金積立金（264）

No. 3 令和2年度2号補正予算（令和2年3月23日）

新型コロナウイルス感染症の更なる拡大防止などを図るため、感染拡大防止対策や資金繰りの厳しい中小企業への支援に要する経費などについて補正予算を編成した。

事業数	予算額	主な事業
4	666	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 介護施設における多床室の個室化改修事業費（436）</li> <li>➤ 新型コロナウイルス感染症対策事業費（133）</li> <li>➤ 中小企業制度融資利子補給費（60）</li> </ul>

No. 4 令和2年度3号補正予算（令和2年4月30日）

国の緊急経済対策に迅速に対応し、新型コロナウイルス感染症拡大の収束などを図るため、感染拡大防止や医療提供体制の整備に要する経費に予算措置を講じるとともに、県内事業者等への支援に要する経費について補正予算を編成した。

事業数	予算額	主な事業
35	51,108	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 新型コロナウイルス感染症対策事業費（15,489）</li> <li>➤ 埼玉県中小企業・個人事業主等支援事業費（12,100）</li> <li>➤ 新型コロナウイルス感染症対策推進基金積立金（10,030）</li> <li>➤ 中小企業制度融資利子補給費（5,270）</li> <li>➤ 生活福祉資金貸付促進費（2,545）</li> </ul>

No. 5 令和2年度4号補正予算（令和2年5月11日）

新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急事態措置期間の延長に伴い、厳しい経営状況にある県内事業者に対する支援を実施するため、「埼玉県中小企業・個人事業主追加支援金」の支給に要する経費について補正予算を措置した。

事業数	予算額	主な事業
1	5,302	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 埼玉県中小企業・個人事業主等支援事業費（5,302）</li> </ul>

(2) 第2波（令和2年6月10日～令和2年9月13日）

No. 6 令和2年度5号補正予算（令和2年6月15日）

新型コロナウイルス感染症対策として検査・医療提供体制の更なる強化

を図るとともに、県内事業者への支援や児童生徒の学びの機会の確保等に要する経費について補正予算を編成した。

事業数	予算額	主な事業
20	10,234	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 中小企業制度融資利子補給費 (5,627)</li> <li>➤ 新型コロナウイルス感染症対策事業費 (2,960)</li> <li>➤ 畜産振興対策事業 (642)</li> </ul>

No. 7 令和2年度6号補正予算（令和2年6月19日）

国の補正予算に迅速に対応し、新型コロナウイルス感染症の事態長期化・第2波に備えるため、医療提供体制の強化や医療・介護従事者等を支援するとともに、中小企業・個人事業主等への家賃支援などに要する経費について補正予算を編成した。

事業数	予算額	主な事業
42	148,444	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 新型コロナウイルス感染症対策事業費 (83,317)</li> <li>➤ 介護サービス感染症対応・再開支援事業費 (21,993)</li> <li>➤ 生活福祉資金貸付促進費 (13,668)</li> <li>➤ 埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援事業費 (12,024)</li> </ul>

(3) 第3波（令和2年9月14日～令和3年2月22日）

No. 8 令和2年度7号補正予算（令和2年9月24日）

新型コロナウイルス感染症対策として医療提供体制の整備に要する経費に予算措置を講じるとともに、県内経済活動の回復に向けた支援などに要する経費について補正予算を編成した。

事業数	予算額	主な事業
53	85,797	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 新型コロナウイルス感染症対策事業費 (69,093)</li> <li>➤ 介護サービス感染症対応・再開支援事業費 (7,524)</li> <li>➤ 生活福祉資金貸付促進費 (7,102)</li> </ul>

No. 9 令和2年度8号補正予算（令和2年9月24日）

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備え、高齢者等にインフルエンザワクチンの早期接種を促し、医療現場の負担軽減などを図るため、高齢者等のワクチン接種費用の無償化に要する経費について、補正予算を編成した。

事業数	予算額	主な事業
1	2,140	➤ インフルエンザワクチン接種補助事業 (2,140)

No. 10 令和2年度9号補正予算 (令和2年10月6日)

国の「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」や、「令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用」の閣議決定を踏まえ、検査・医療提供体制の強化などに要する経費について補正予算を編成した。

事業数	予算額	主な事業
2	41,471	➤ 新型コロナウイルス感染症対策事業費 (21,123) ➤ 生活福祉資金貸付促進費 (20,347)

No. 11 令和2年度11号補正予算 (令和2年12月2日)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、県内飲食店等の事業者に対して営業時間の短縮を要請することに伴い、協力金を支給することに要する経費について補正予算を編成した。

事業数	予算額	主な事業
1	1,943	➤ 埼玉県感染防止対策協力金支給事業 (1,943)

No. 12 令和2年度12号補正予算 (令和3年1月7日)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、県内飲食店等の事業者に対して更なる営業時間短縮の要請を行うことに伴い、協力金を支給することに要する経費について補正予算を編成した。

事業数	予算額	主な事業
1	58,200	➤ 埼玉県感染防止対策協力金支給事業 (58,200)

No. 13 令和2年度13号補正予算 (令和3年2月5日)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、県内飲食店等の事業者に対して更なる営業時間短縮の要請を行うことに伴い、協力金を支給することに要する経費について補正予算を措置した。

事業数	予算額	主な事業
1	85,243	➤ 埼玉県感染防止対策協力金支給事業 (85,243)

No. 14 令和2年度14号補正予算 (令和3年2月19日)

国の総合経済対策に基づく補正予算に迅速に対応し補正予算を編成した。

事業数	予算額	主な事業
2	329	➤ 埼玉県不妊治療費助成事業費 (222)

		➤ 埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金事業 (107)
--	--	----------------------------------

No. 15 令和3年度当初予算（令和3年2月19日）

新型コロナウイルス感染症対策として、医療提供体制の整備に要する経費や、県内経済活動の回復に向けた支援などに要する経費について当初予算に計上した。

事業数	予算額	主な事業
77	128,904	➤ 新型コロナウイルス感染症対策事業費(99,700) ➤ 中小企業制度融資利子補給費(19,165) ➤ 埼玉県不妊治療費助成事業費(2,532)

(4) 第4波（令和3年2月23日～令和3年6月10日）

No. 16 令和2年度15号補正予算（令和3年2月26日）

国の総合経済対策に対応し、生活福祉資金における特例貸付に要する経費の補助を行うほか、令和2年度における各種コロナ対策事業の執行見込額と既定予算との調整について、補正予算に計上した。

事業数	予算額	主な事業
121	△35,824	➤ 生活福祉資金貸付促進費(13,424) ➤ 新型コロナウイルス感染症対策事業費(△40,966) ➤ 埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援事業費(△9,099) ➤ 障害福祉サービス等提供体制構築支援事業費(△3,826)

No. 17 令和3年度1号補正予算（令和3年3月25日）

国の「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策」等を踏まえ、生活福祉資金の貸付原資等への補助に要する経費に予算措置を講じるとともに、県内飲食店等の事業者に対する感染防止対策協力金の支給に要する経費などについて補正予算を編成した。

事業数	予算額	主な事業
5	19,522	➤ 生活福祉資金貸付促進費(15,128) ➤ 介護施設等における新型コロナウイルス感染症対策事業費(2,129) ➤ 埼玉県感染防止対策協力金支給事業(1,667)

No. 18 令和3年度2号補正予算（令和3年4月19日）

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、まん延防止等重点措置の適用を国へ要請したことに伴い、県内飲食店等の事業者に対する感染防止対策協力金の支給に要する経費など、当面緊急に対応すべき事業について、補正予算を編成した。

事業数	予算額	主な事業
6	38,553	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 埼玉県感染防止対策協力金支給事業（36,629）</li> <li>➤ 介護施設等における新型コロナウイルス感染症対策事業費（1,386）</li> <li>➤ 新型コロナウイルス感染防止対策支援事業費（267）</li> </ul>

No. 19 令和3年度3号補正予算（令和3年4月27日）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置区域を追加し、同区域内の飲食店等の事業者に対して更なる営業時間短縮等を要請することに伴い、感染防止対策協力金等を措置するため補正予算を編成した。

事業数	予算額	主な事業
2	2,469	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 埼玉県感染防止対策協力金支給事業（2,333）</li> <li>➤ 新型コロナウイルス感染防止対策支援事業費（136）</li> </ul>

No. 20 令和3年度4号補正予算（令和3年5月11日）

新型コロナウイルス感染症対策として、飲食店及び大規模施設等に対する営業時間短縮等の要請に伴う協力金の支給に要する経費に予算措置を講じるとともに、ワクチン接種体制の強化を図るための経費について補正予算を編成した。

事業数	予算額	主な事業
3	27,203	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 埼玉県感染防止対策協力金支給事業（20,010）</li> <li>➤ 大規模施設等協力金支給事業（6,081）</li> <li>➤ 新型コロナウイルスワクチン接種体制整備事業費（1,113）</li> </ul>

No. 21 令和3年度5号補正予算（令和3年5月31日）

まん延防止等重点措置期間が延長されることを踏まえ、飲食店等の事業者に対する協力金の支給に要する経費に予算措置を講じるとともに、感染

者の急増に備えた病床・宿泊療養施設の更なる確保に要する経費など、当面緊急に対応すべき事業について補正予算を編成した。

事業数	予算額	主な事業
4	50,926	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 埼玉県感染防止対策協力金支給事業 (27,367)</li> <li>➤ 新型コロナウイルス感染症対策事業費 (20,681)</li> <li>➤ 大規模施設等協力金支給事業 (2,875)</li> </ul>

(5) 第5波 (令和3年6月11日～令和3年12月14日)

No. 22 令和3年度6号補正予算 (令和3年6月14日)

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置等に伴う外出自粛や酒類の提供自粛等により影響を受けている県内事業者への支援に要する経費に予算措置を講じるとともに、感染拡大防止対策の実施に要する経費などについて補正予算を編成した。

事業数	予算額	主な事業
11	11,764	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金事業 (5,227)</li> <li>➤ 介護施設等における新型コロナウイルス感染症対策事業費 (3,564)</li> <li>➤ 障害福祉サービス等提供体制構築支援事業費 (942)</li> <li>➤ 宿泊事業者感染拡大防止策等支援事業 (910)</li> </ul>

No. 23 令和3年度7号補正予算 (令和3年6月18日)

まん延防止等重点措置期間が延長されたことに伴い、飲食店等の事業者に対する協力金の支給に要する経費に予算措置を講じるとともに、ワクチン接種体制の強化など当面緊急に対応すべき事業について補正予算を編成した。

事業数	予算額	主な事業
7	48,881	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 埼玉県感染防止対策協力金支給事業 (26,936)</li> <li>➤ 新型コロナウイルスワクチン接種体制整備事業費 (10,454)</li> <li>➤ 生活福祉資金貸付促進費 (9,931)</li> </ul>

No. 24 令和3年度8号補正予算 (令和3年7月9日)

まん延防止等重点措置期間が延長されることを踏まえ、飲食店等の事業者に対する協力金の支給に要する経費に予算措置を講じるとともに、ワク

チン接種体制の強化など当面緊急に対応すべき事業について補正予算を編成した。

事業数	予算額	主な事業
7	68,368	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 埼玉県感染防止対策協力金支給事業 (53,595)</li> <li>➤ 新型コロナウイルスワクチン接種体制整備事業費 (12,008)</li> <li>➤ 大規模施設等協力金支給事業 (2,220)</li> </ul>

No. 25 令和3年度9号補正予算（令和3年8月27日）

緊急事態措置期間の延長に伴い、飲食店等の事業者に対する協力金の支給に要する経費に予算措置を講じるとともに、新型コロナウイルス感染症患者の急増を踏まえ、医療提供体制の強化など当面緊急に対応すべき事業について補正予算を編成した。

事業数	予算額	主な事業
11	56,120	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 埼玉県感染防止対策協力金支給事業 (35,575)</li> <li>➤ 生活福祉資金貸付促進費 (11,060)</li> <li>➤ 埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金事業 (5,155)</li> <li>➤ 新型コロナウイルス感染症対策事業費 (5,145)</li> </ul>

No. 26 令和3年度10号補正予算（令和3年9月24日）

新型コロナウイルス感染症の今後の感染状況の変化も踏まえた対策を講じるため、年度末までの医療提供体制等の確保・強化に向けた一層の取組に要する経費に予算措置を講じるとともに、県内経済活動の回復に向けた支援など、当面緊急に対応すべき事業について補正予算を編成した。

事業数	予算額	主な事業
7	122,057	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 新型コロナウイルス感染症対策事業費 (121,635)</li> <li>➤ 新型コロナウイルスワクチン接種体制整備事業費 (278)</li> </ul>

No. 27 令和3年度11号補正予算（令和3年9月30日）

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、段階的緩和措置として、県内飲食店等の事業者に対して営業時間短縮等の要請を行うことに伴い、感染防止対策協力金の支給に要する経費など、当面緊急に対応すべき事業について補正予算を編成した。

事業数	予算額	主な事業
2	24,466	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 埼玉県感染防止対策協力金支給事業 (24,459)</li> <li>➤ 飲食店等営業時間短縮要請調査費 (7)</li> </ul>

No. 28 令和3年度12号補正予算（令和3年12月2日）

ポストコロナの新しい生活様式を見据え、社会経済活動を活性化させるための事業者への支援に要する経費など、当面緊急に対応すべき事業について補正予算を編成した。

事業数	予算額	主な事業
11	3,532	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 埼玉県地域医療介護総合確保基金積立金 (1,295)</li> <li>➤ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス継続支援事業 (1,293)</li> <li>➤ とくとく埼玉！観光応援キャンペーン事業 (351)</li> </ul>

No. 29 令和3年度13号補正予算（令和3年12月14日）

国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づく補正予算の一部に迅速に対応し、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、PCR検査等の無料化に要する経費など、当面緊急に対応すべき事業について補正予算を編成した。

事業数	予算額	主な事業
3	38,316	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 新型コロナウイルス感染症対策事業費 (29,841)</li> <li>➤ 生活福祉資金貸付促進費 (5,335)</li> <li>➤ 「旅して！埼玉割」観光応援キャンペーン事業 (3,141)</li> </ul>

(6) 第6波（令和3年12月15日～令和4年6月5日）

No. 30 令和3年度14号補正予算（令和4年2月17日）

国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づく補正予算に迅速に対応し、生活福祉資金の貸付原資等への補助に要する経費などについて補正予算を編成した。

事業数	予算額	主な事業
16	9,857	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 生活福祉資金貸付促進費 (8,260)</li> <li>➤ 障害児（者）福祉施設等施設整備費 (768)</li> <li>➤ 県立高等学校管理運営費 (341)</li> </ul>

No. 3 1 令和4年度当初予算（令和4年2月17日）

新型コロナウイルス感染症対策として、医療提供体制の整備に要する経費や、県内経済活動の回復に向けた支援などに要する経費について当初予算に計上した。

事業数	予算額	主な事業
112	203,505	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 新型コロナウイルス感染症対策事業費 (170,516)</li> <li>➤ 中小企業制度融資利子補給費 (12,979)</li> <li>➤ 新型コロナウイルスワクチン接種事業費 (9,970)</li> </ul>

No. 3 2 令和3年度15号補正予算（令和4年2月24日）

令和4年度の新型コロナウイルス感染症対策の財源として、新型コロナウイルス感染症対策推進基金を積み増すとともに、国の補助金を活用し、観光応援キャンペーンの規模拡大に係る経費を計上するほか、令和3年度における各種コロナ対策事業の執行見込額と既定予算との調整について、補正予算に計上した。

事業数	予算額	主な事業
59	△25,821	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 新型コロナウイルス感染症対策推進基金積立金 (15,350)</li> <li>➤ 新型コロナウイルス感染症対策国庫補助金等返還金 (10,668)</li> <li>➤ 「旅して！埼玉割」観光応援キャンペーン事業 (4,418)</li> <li>➤ 新型コロナウイルス感染症対策事業費 (△41,878)</li> <li>➤ 埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金事業 (△6,758)</li> <li>➤ 中小企業制度融資利子補給費 (△5,726)</li> <li>➤ 埼玉県酒類販売事業者等協力支援金事業 (△1,036)</li> </ul>

No. 3 3 令和3年度16号補正予算（令和4年3月7日）

国への要請を踏まえ、まん延防止等重点措置期間が延長されることに伴い、県内飲食店等の事業者に対する感染防止対策協力金など、当面緊急に対応すべき事業について補正予算を編成した。

事業数	予算額	主な事業
2	22,244	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 埼玉県感染防止対策協力金支給事業 (22,240)</li> <li>➤ 飲食店等営業時間短縮要請調査費 (4)</li> </ul>

(7) 第7波 (令和4年6月6日～令和4年10月7日)

No. 34 令和4年度1号補正予算 (令和4年6月17日 急施議決)

No. 35 令和4年度2号補正予算 (令和4年6月17日 通常議決)

国の「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に迅速に対応し、ウクライナ情勢等に伴う原油価格や物価の高騰による県民生活及び県経済活動への影響を最小限に留めるため、当面緊急に対応すべき事業に予算措置を講じるとともに、脱炭素社会に向けた設備投資の促進に要する経費などについて補正予算を編成した。

事業数	予算額	主な事業
17	2,548	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 省エネ型施設園芸産地育成緊急対策事業 (430)</li> <li>➤ 地域公共交通燃料費高騰対策支援事業費 (429)</li> <li>➤ 中小企業等省エネルギー対策支援事業費 (381)</li> <li>➤ 子育て世帯生活支援特別給付金事業費 (279)</li> </ul>

No. 36 令和4年度4号補正予算 (令和4年9月22日)

コロナ禍において長引く原油価格や物価高騰の影響により厳しい状況に置かれている県民、県内事業者の支援に要する経費に予算措置を講じるとともに、新型コロナウイルス感染症の更なる感染拡大を見据えた医療提供体制等の確保・強化など当面对応すべき事業について補正予算を編成した。

事業数	予算額	主な事業
32	173,717	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 新型コロナウイルス感染症対策事業費 (148,043)</li> <li>➤ 新型コロナウイルスワクチン接種事業費 (7,502)</li> <li>➤ トラック運送事業者緊急経営支援事業 (3,535)</li> <li>➤ 高齢者施設職員等の頻回検査実施事業 (3,142)</li> <li>➤ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス継続支援事業 (2,555)</li> </ul>

(8) 第8波 (令和4年10月8日～令和5年5月7日) ※5類移行時点を暫定的な終期とする

No. 37 令和4年度5号補正予算 (令和4年12月2日)

長期化するエネルギー価格や物価の高騰等の影響により厳しい状況に置

かかれている事業者、県民への更なる支援に要する経費や、脱炭素社会に向けた設備導入の追加支援に要する経費など、当面对応すべき事業について補正予算を編成した。

事業数	予算額	主な事業
5	4,063	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 病院等光熱費等高騰対策支援事業 (3,464)</li> <li>➤ 県産農産物販売促進特別対策事業 (207)</li> <li>➤ 歯科医療機関光熱費高騰対策支援事業 (199)</li> </ul>

No. 38 令和4年度6号補正予算（令和4年12月14日）

国の「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく補正予算の一部に迅速に対応し、妊娠期から出産・子育てまでの切れ目のない支援に要する経費に予算措置を講じるとともに、観光応援キャンペーンによる観光関連事業者への支援など当面对応すべき事業について補正予算を編成した。

事業数	予算額	主な事業
6	11,426	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 埼玉県出産・子育て応援事業費 (8,745)</li> <li>➤ 観光応援キャンペーンによる観光関連事業者への支援 (1,889)</li> <li>➤ 高齢者施設等光熱費等高騰対策支援事業 (551)</li> </ul>

No. 39 令和4年度8号補正予算（令和5年2月20日）

国の「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく補正予算に迅速に対応し、脱炭素社会に向けた住宅等の省エネの促進等を図るため、補正予算を編成した。

事業数	予算額	主な事業
6	608	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 県立高等学校管理運営費 (339)</li> <li>➤ 県立特別支援学校管理運営費 (155)</li> <li>➤ 子育て世帯・移住世帯住宅省エネ化支援事業 (113)</li> </ul>

No. 40 令和5年度当初予算（令和5年2月20日）

新型コロナウイルス感染症対策として、医療提供体制の整備に要する経費や、県内経済活動の回復に向けた支援などに要する経費について当初予算に計上した。

事業数	予算額	主な事業
26	149,914	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 新型コロナウイルス感染症対策事業費</li> </ul>

		(127, 972) > 中小企業制度融資利子補給費 (9, 360) > 新型コロナウイルスワクチン接種事業費 (6, 370)
--	--	---

No. 4 1 令和4年度10号補正予算（令和5年2月24日）

令和4年度における各種コロナ対策事業の執行見込額と既定予算との調整について、補正予算に計上した。

事業数	予算額	主な事業
69	△67, 678	> 中小企業制度融資利子補給費 (1, 568) > 新型コロナウイルス感染症対策事業費 (△70, 918) > 新型コロナウイルスワクチン接種事業費 (△1, 717) > 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金返還金 (2, 075)

3 実施上の課題と対応（国への要望）

新型コロナウイルス感染症対策等に係る財政支援等について、全国知事会、関東地方知事会、九都県市首脳会議、一都三県知事会議等を通じた要望を行うとともに、適宜県単独での要望を以下のとおり実施した。

(1) 第1波（令和2年2月1日～令和2年6月9日）

件数	主な内容
全国知事会 17 埼玉県単独 4	> 緊急事態宣言の発動時の必要な補償と財政措置 > PCR検査、学校臨時休業、学習保障、宿泊療養施設確保など各種施策に対する確実な財政支援 > リーマンショック時の経済対策で実施された「地域活性化・緊急危機対策臨時交付金」のような地方自治体が柔軟に活用できる補助制度の新設 > 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の拡充や大幅な増額

(2) 第2波（令和2年6月10日～令和2年9月13日）

件数	主な内容
全国知事会 2	> 休業要請に係る協力金の制度化

	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の増額、早期追加交付、拡大、見直し</li> </ul>
--	--

(3) 第3波（令和2年9月14日～令和3年2月22日）

件数	主な内容
全国知事会 6 関東地方知事会 1 一都三県知事会 6 埼玉県単独 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 入院医療費、PCR検査料、緊急特別融資、生活福祉資金貸付制度等の地方負担（後年度負担含む）への財源措置</li> <li>➢ 地方消費税などの減収補填債への追加</li> <li>➢ 交付金等の各種財政支援の継続や保健所の体制確保のための財政措置の拡充</li> <li>➢ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の増額、拡大、見直し、継続</li> </ul>

(4) 第4波（令和3年2月23日～令和3年6月10日）

件数	主な内容
全国知事会 6 関東地方知事会 1 九都県市首脳会議 1 一都三県知事会 4 三県知事会 1 埼玉県独自 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 病床確保、スクリーニング検査等の各種施策に対する確実な財政支援</li> <li>➢ 感染防止対策協力金の財源について国において全額措置すること</li> <li>➢ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の拡充や配分見直し</li> </ul>

(5) 第5波（令和3年6月11日～令和3年12月14日）

件数	主な内容
全国知事会 7 関東地方知事会 1 一都三県知事会 1 埼玉県独自 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 病床確保、宿泊療養施設の確保、臨時医療施設や酸素ステーションの設置、学習保障など各種施策に対する確実な財政措置</li> <li>➢ 大規模施設等協力金の地方負担分の軽減</li> <li>➢ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額や拡充、配分見直し、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の継続</li> </ul>

(6) 第6波（令和3年12月15日～令和4年6月5日）

件数	主な内容
全国知事会 6 関東地方知事会 1 埼玉県独自 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 病床確保、福祉施設での抗原検査キット確保やかかり増し経費への支援、学習保障等の各種施策に対する財政支援</li> <li>➤ 保健所の増員に係る恒常的な財政措置</li> <li>➤ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額や留保分の柔軟かつ迅速な対応、配分見直し</li> </ul>

(7) 第7波（令和4年6月6日～令和4年10月7日）

件数	主な内容
全国知事会 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 検査体制確保、抗原検査キット調達、かかり増し経費、保健師確保、自宅療養者支援等の各種施策に対する財政支援</li> <li>➤ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の増額、拡大</li> <li>➤ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額、拡大、留保額の早期配分</li> <li>➤ 物価高騰の影響に対する財政支援とともに、地方創生臨時交付金以外の制度の創設検討</li> </ul>

(8) 第8波（令和4年10月8日～令和5年5月7日）※5類移行時点を暫定的な終期とする

件数	主な内容
全国知事会 3 関東地方知事会 1 九都県市首脳会議 1 埼玉県独自 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 後遺症外来など医療提供体制、検査体制の確保、令和5年度以降の負担に係る財政支援</li> <li>➤ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の拡大、継続</li> <li>➤ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡大、増額、継続、配分見直し</li> </ul>

#### 4 ICTの活用

予算見積調書やその参考資料については全て電子化し、ペーパーレスで作業を行うとともに、財政課長審査、企画財政部長審査、知事審査については密を避けるために出席者を限定し、代替措置としてZoomによるオンラインでの配信を行うこととした。

## 5 広報・関係機関への周知

県議会の招集告示日に知事記者会見を開催し、予算案を発表するとともに、県ホームページに予算に係る記者発表資料、議案、予算説明書、知事審査資料を掲載した。また県議会で議決された予算については速やかに県報に搭載し、周知を図った。

## 6 自己評価

- ・新型コロナウイルス感染症の感染状況や国による対策に迅速に対応し、予算編成を行うことができた。
- ・予算編成の財源には国の交付金を活用するとともに、県独自で「新型コロナウイルス感染症対策推進基金」を創設し、必要な事業の迅速かつ円滑な実施に努めることができた。

## 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

- ・感染症対策において、国が一定の医療提供体制の確保等を求める場合は、国の責任において所要の財源を確保すること。
- ・交付金の配分に当たっては、自治体間における支援内容の格差が生じないように、地方自治体の財政力による補正を行うことなく、地域の実情に応じた財政需要を適切に反映すること。

## 8 根拠法令・事務連絡等

- ・地方自治法第211条（予算の調整及び議決）
- ・地方自治法第218条（補正予算、暫定予算等）
- ・地方自治法第219条（予算の送付及び公表）

## 9 事業費・財源

事業費 予算編成に携わる職員の人件費（多岐にわたるため算出不可）

財源 一般財源等

## 10 5類移行に伴う対応

5類移行後においても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を行うため、以下のとおり必要な予算措置を講じた。

(1) 令和5年度1号補正予算（令和5年5月23日）

国の「物価高克服に向けた追加策」に迅速に対応し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰により厳しい状況に置かれている県民及び事業者を支援

するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用し、当面緊急に対応すべき事業について補正予算を編成した。

事業数	予算額	主な事業
33	18,384	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ LP ガス料金負担軽減補助事業費 (4,070)</li> <li>➤ 特別高圧受電事業者等支援事業費 (3,841)</li> <li>➤ 病院等光熱費等高騰対策支援事業費 (3,503)</li> <li>➤ 高齢者施設等光熱費等高騰対策支援事業 (1,954)</li> </ul>

(2) 令和5年度2号補正予算(令和5年9月22日)

高齢者・障害者施設等における新型コロナウイルス感染症対策の支援継続など当面对応すべき事業について補正予算を編成した。

事業数	予算額	主な事業
3	13,848	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス継続支援事業 (6,899)</li> <li>➤ 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等継続支援事業費 (51)</li> </ul>

## 議会对応

### 1 概要

新型コロナウイルス感染症対策等に係る予算については、先述のとおり計41回に及ぶ編成を行ってきた。

このうち、県議会定例会に上程した予算案は31件で、うち9件については事業の執行に向け急を要するため、急施による議決を頂いた。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の適用に伴う感染防止対策協力金の支給など、事業の執行に向け緊急に予算成立が必要となった8件の予算案については、臨時会を招集してこれを上程した。

さらに、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかった2件の予算案については、地方自治法第179条に基づく専決処分を行い、次の議会においてその承認を得た。

また、令和2年6月定例会において「新型コロナウイルス感染症対策特別委員会」が設置された。閉会中審査も含め計15回の委員会が開催され、本県の新型コロナウイルス感染症対策等について報告し審議が行われた。

なお、県議会では「新しい生活様式」を踏まえ、本会議においては原則として概ね3分の1の議員は第4委員会室において審議（採決時は全員が本会議場の議席で審議）することとされ、また委員会においては、概ね1時間ごとに委員会室の窓及びドアを開放し換気するほか、委員席の間隔を広げるといった対応がなされた。また本会議及び委員会における執行部の出席については必要最小限とするよう要請がなされたことを踏まえ、出席者数を削減し感染拡大防止に努めた。

### 2 経緯・取組内容

(1) 第1波（令和2年2月1日～令和2年6月9日）

【予算関係】（「No」は先述の「予算編成」における「No」と同一。以下同じ。）

No	予算名	提出議会	提案日	議決日	備考
1	令和2年度 1号補正	令和2年 2月定例会	2/28	3/27	開会 2/20 閉会 3/27
2	令和元年度 8号補正	令和2年 2月定例会	3/23	3/27	
3	令和2年度 2号補正	令和2年 2月定例会	3/23	3/27	

4	令和2年度 3号補正	令和2年 4月臨時会	4/30	4/30	開・閉会 4/30
5	令和2年度 4号補正	令和2年 6月定例会	専決5/11 提案6/15	7/3	開会 6/15 閉会 7/3

【新型コロナウイルス感染症対策特別委員会関係】

- ・ 令和2年6月定例会において、6月25日の議会運営委員会に自民党県議団から新型コロナウイルス感染症対策等に関する特別委員会の設置について案が示された。
- ・ 同定例会の最終日である7月3日の本会議において「新型コロナウイルス感染症対策特別委員会」の設置が決定された。

(2) 第2波（令和2年6月10日～令和2年9月13日）

【予算関係】

No	予算名	提出議会	提案日	議決日	備考
6	令和2年度 5号補正	令和2年 6月定例会	6/15	7/3	開会 6/15 閉会 7/3
7	令和2年度 6号補正	令和2年 6月定例会	6/19	7/3	

【新型コロナウイルス感染症対策特別委員会関係】

定例会	審査内容	開催日
令和2年7月 閉会中審査	これまでの県の対策について	7/29
令和2年8月 閉会中審査	分野別審査（組織、財政、情報発信等）	8/25
令和2年8月 閉会中審査	分野別審査（医療、福祉）	8/31
令和2年9月 閉会中審査	分野別審査（教育、雇用、経済）	9/2

(3) 第3波（令和2年9月14日～令和3年2月22日）

【予算関係】

No	予算名	提出議会	提案日	議決日	備考
8	令和2年度 7号補正	令和2年 9月定例会	9/24	10/14	開会 9/24 閉会 10/14

9	令和2年度 8号補正	令和2年 9月定例会	9/24	9/24	
10	令和2年度 9号補正	令和2年 9月定例会	10/6	10/14	
11	令和2年度 11号補正	令和2年 12月定例会	12/2	12/2	開会 11/30 閉会 12/18
12	令和2年度 12号補正	令和3年 1月臨時会	1/7	1/7	開・閉会 1/7
13	令和2年度 13号補正	令和3年 2月定例会	専決 2/5 提案 2/19	3/26	開会 2/19 閉会 3/26
14	令和2年度 14号補正	令和3年 2月定例会	2/19	3/2	
15	令和3年度 当初予算	令和3年 2月定例会	2/19	3/26	

【新型コロナウイルス感染症対策特別委員会関係】

定例会	審査内容	開催日
令和2年 9月定例会	これまでの閉会中審査における委員の意見・提言を取りまとめ、執行部に送付する提言を決定	10/9
令和2年 12月定例会	9月定例会で執行部へ送付した提言に対する対応状況や考え方について	12/15

(4) 第4波（令和3年2月23日～令和3年6月10日）

【予算関係】

No	予算名	提出議会	提案日	議決日	備考
16	令和2年度 15号補正	令和3年 2月定例会	2/26	3/26	開会 2/19 閉会 3/26
17	令和3年度 1号補正	令和3年 2月定例会	3/25	3/26	
18	令和3年度 2号補正	令和3年 4月臨時会	4/19	4/19	開・閉会 4/19
19	令和3年度 3号補正	令和3年 4月臨時会	4/27	4/27	開・閉会 4/27
20	令和3年度 4号補正	令和3年 5月臨時会	5/11	5/11	開・閉会 5/11

21	令和3年度 5号補正	令和3年 5月臨時会	5/31	5/31	開・閉会 5/31
----	---------------	---------------	------	------	-----------

【新型コロナウイルス感染症対策特別委員会関係】

定例会	審査内容	開催日
令和3年 2月定例会	緊急事態宣言中の取組と効果等について	3/10

(5) 第5波（令和3年6月11日～令和3年12月14日）

【予算関係】

No	予算名	提出議会	提案日	議決日	備考
22	令和3年度 6号補正	令和3年 6月定例会	6/14	7/2	開会 6/14 閉会 7/2
23	令和3年度 7号補正	令和3年 6月定例会	6/18	6/18	
24	令和3年度 8号補正	令和3年 7月臨時会	7/9	7/9	開・閉会 7/9
25	令和3年度 9号補正	令和3年 8月臨時会	8/27	8/27	開・閉会 8/27
26	令和3年度 10号補正	令和3年 9月定例会	9/24	10/14	開会 9/24 閉会 10/14
27	令和3年度 11号補正	令和3年 9月定例会	9/30	9/30	
28	令和3年度 12号補正	令和3年 12月定例会	12/2	12/22	開会 12/2 閉会 12/22
29	令和3年度 13号補正	令和3年 12月定例会	12/14	12/22	

【新型コロナウイルス感染症対策特別委員会関係】

定例会	審査内容	開催日
令和3年 6月定例会	「新規陽性者数等の推移」ほか7件	6/29
令和3年 9月定例会	第5波の振り返り	10/11

(6) 第6波（令和3年12月15日～令和4年6月5日）

【予算関係】

No	予算名	提出議会	提案日	議決日	備考
30	令和3年度 14号補正	令和4年 2月定例会	2/17	2/28	開会 2/17 閉会 3/25
31	令和4年度 当初予算	令和4年 2月定例会	2/17	3/25	
32	令和3年度 15号補正	令和4年 2月定例会	2/24	3/25	
33	令和3年度 16号補正	令和4年 2月定例会	3/7	3/8	

【新型コロナウイルス感染症対策特別委員会関係】

定例会	審査内容	開催日
令和3年 12月定例会	第6波への備え	12/17
令和4年 2月定例会	第6波への対応	3/7

(7) 第7波（令和4年6月6日～令和4年10月7日）

【予算関係】

No	予算名	提出議会	提案日	議決日	備考
34	令和4年度 1号補正	令和4年 6月定例会	6/17	6/17	開会 6/17 閉会 7/7
35	令和4年度 2号補正	令和4年 6月定例会	6/17	7/7	
36	令和4年度 4号補正	令和4年 9月定例会	9/22	10/14	開会 9/22 閉会 10/14

【新型コロナウイルス感染症対策特別委員会関係】

定例会	審査内容	開催日
令和4年 6月定例会	第6波における感染症対策の検証と今後の体制構築	7/4

(8) 第8波(令和4年10月8日~令和5年5月7日) ※5類移行時点を暫定的な終期とする

【予算関係】

No	予算名	提出議会	提案日	議決日	備考
37	令和4年度 5号補正	令和4年 12月定例会	12/2	12/22	開会 12/2 閉会 12/22
38	令和4年度 6号補正	令和4年 12月定例会	12/14	12/22	
39	令和4年度 8号補正	令和5年 2月定例会	2/20	2/28	開会 2/20 閉会 3/17
40	令和5年度 当初予算	令和5年 2月定例会	2/20	3/17	
41	令和4年度 10号補正	令和5年 2月定例会	2/24	3/17	

【新型コロナウイルス感染症対策特別委員会関係】

定例会	審査内容	開催日
令和4年 9月定例会	現下の新型コロナウイルス感染症対策について	10/11
令和4年 12月定例会	現下の新型コロナウイルス感染症対策について	12/19
令和5年 2月定例会	現下の新型コロナウイルス感染症対策について	3/6

3 実施上の課題と対応

特になし

4 ICTの活用

県議会のペーパーレス化にあわせ、議案や予算説明書等の議会提出資料について電子化を行った。

5 広報・関係機関への周知

県議会の招集告示日に知事記者会見を開催し、予算案を発表するとともに、県ホームページに予算に係る記者発表資料、議案、予算説明書、知事審査資料を掲載した。また県議会で議決された予算については速やかに県報に搭載し、周知を図った。

## 6 自己評価

新型コロナウイルス感染症の感染状況や国による対策に迅速に対応するため、県議会と連携を図りながら予算案の上程等を行うことができた。

## 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項 特になし

## 8 根拠法令・事務連絡等

- ・ 地方自治法第 96 条（議決事件）
- ・ 地方自治法第 109 条（委員会）
- ・ 地方自治法第 179 条（専決処分）
- ・ 地方自治法第 211 条（予算の調整及び議決）
- ・ 地方自治法第 218 条（補正予算、暫定予算等）
- ・ 地方自治法第 219 条（予算の送付及び公表）

## 9 事業費・財源

事業費 議会対応に携わる職員の人件費（多岐にわたるため算出不可）

財 源 一般財源等

## 10 5類移行に伴う対応

### （1）予算関係

5類移行後においても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を行うため、以下のとおり予算案を上程した。

No	予算名	提出議会	提案日	議決日	備考
(1)	令和5年度 1号補正	令和5年 5月臨時会	5/23	5/24	開会 5/23 閉会 5/24
(2)	令和5年度 2号補正	令和5年 9月定例会	9/22	10/13	開会 9/22 閉会 10/13

### （2）特別委員会関係

5類移行を受けて、令和5年度の県議会において新型コロナウイルス感染症対策特別委員会は設置されず、新型コロナウイルス感染症関連については少子・高齢福祉社会対策特別委員会の付託事件とされた。同特別委員会は以下のとおり開催され、本県の新型コロナウイルス感染症への対応状況について報告し、審議が行われた。

定例会	審査内容	開催日
令和5年 6月定例会	新型コロナウイルス感染症への対応状況について	7/5
令和5年 9月定例会	新型コロナウイルス感染症への対応状況について	10/11

## (2) その他

### 広報（街頭キャンペーン等含む）

#### 1 概要

本県では、知事記者会見での情報発信や、県広報紙、県政広報テレビ番組、県政広報ラジオ番組、県ホームページ、県公式SNSなどの媒体を利用した広報を行ってきた。

また、人気アニメ「秘密結社 鷹の爪」を活用したウェブ広告や知事が自ら解説する新型コロナ対策動画、感染対策の徹底等を呼び掛ける街頭キャンペーンなど、感染の波ごとに様々な広報施策を実施した。

#### 2 経緯・取組内容

第1波～第8波まで全てにおいて実施。

新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、基本的な感染対策やワクチン接種の呼び掛けなど、その都度、タイムリーな情報を様々な媒体を利用し広報してきた。また、報道部門と広報部門が連携を強化し、感染拡大防止に関する情報等を計画的かつ効果的に発信してきた。

##### (1) 第1波（令和2年2月1日～令和2年6月9日）

- ・新型コロナウイルス感染症総合サイトを開設（令和2年6月～）
- ・県ホームページや県公式SNSで日々の感染動向、啓発、支援策を情報発信（知事記者会見における知事発言等の掲載を含む）
- ・県広報紙「彩の国だより」で啓発や支援内容について掲載
- ・新聞紙面広告、点字版・デイジー版の配布による情報発信
- ・県政広報テレビ番組でMCが感染予防の呼び掛けを実施
- ・県政広報ラジオ番組で啓発や支援内容を情報発信
- ・テレビスポットCMやラジオスポットCMで啓発や支援内容を情報発信
- ・知事記者会見での情報発信（11件）

##### (2) 第2波（令和2年6月10日～令和2年9月13日）

- ・県ホームページや県公式SNSで日々の感染動向、啓発、支援策を情報発信
- ・県広報紙「彩の国だより」で啓発や支援内容について掲載
- ・新聞紙面広告、チラシ、点字版・デイジー版の配布による情報発信
- ・県政広報テレビ番組でMCが感染予防の呼び掛けを実施
- ・県政広報ラジオ番組で啓発や支援内容を情報発信

- ・テレビスポットCMやラジオスポットCMで啓発や支援内容を情報発信
- ・知事記者会見での情報発信（10件）

（3）第3波（令和2年9月14日～令和3年2月22日）

- ・県ホームページや県公式SNSで日々の感染動向、啓発、支援策を情報発信
- ・県広報紙「彩の国だより」で啓発や支援内容について掲載
- ・新聞紙面広告、チラシ、点字版・デージー版の配布による情報発信
- ・県政広報テレビ番組でMCが感染予防の呼び掛けを実施
- ・県政広報ラジオ番組で啓発や支援内容を情報発信
- ・テレビスポットCMやラジオスポットCM、シネアド、電車内広告で啓発や支援内容を情報発信
- ・デジタルサイネージを活用した情報発信
- ・県民への呼び掛け街頭キャンペーンを実施（1月18日～2月22日計206回）

県内各市町村の繁華街や駅で外出自粛の呼びかけ、啓発チラシの配布を行った他、市町村や警察、消防とも協力して防災行政無線、消防車両等での啓発を行った。

- ・令和3年1月18日からは、こうした呼びかけに加え、市町村の協力を得て、自治会、消防、防犯活動などを通じて、広域的に呼びかけを展開した。
- ・知事記者会見での情報発信（22件）

（4）第4波（令和3年2月23日～令和3年6月10日）

- ・県ホームページや県公式SNSで日々の感染動向、啓発、支援策を情報発信
- ・県広報紙「彩の国だより」で啓発や支援内容について掲載
- ・新聞紙面広告、チラシ、点字版・デージー版の配布による情報発信
- ・県政広報テレビ番組でMCが感染予防の呼び掛けを実施
- ・県政広報ラジオ番組で啓発や支援内容を情報発信
- ・テレビスポットCMやラジオスポットCM、シネアドで啓発や支援内容を情報発信
- ・デジタルサイネージを活用した情報発信
- ・アニメ「秘密結社 鷹の爪」を活用したウェブプロモーションの実施
- ・新型コロナ対策の知事解説動画を制作し、啓発・支援内容を情報発信
- ・県民への呼び掛け街頭キャンペーンを実施（2月24日～6月1日）

計 94 回)

- ・ 知事記者会見での情報発信 (18 件)

(5) 第 5 波 (令和 3 年 6 月 11 日～令和 3 年 12 月 14 日)

- ・ 県ホームページや県公式 SNS で日々の感染動向、啓発、支援策を情報発信
- ・ 県広報紙「彩の国だより」で啓発や支援内容について掲載
- ・ 新聞紙面広告、チラシ、点字版・デージー版の配布による情報発信
- ・ 県政広報テレビ番組で MC が感染予防の呼び掛けを実施
- ・ 県政広報ラジオ番組で啓発や支援内容を情報発信
- ・ テレビスポット CM やラジオスポット CM、シネアドで啓発や支援内容を情報発信
- ・ デジタルサイネージを活用した情報発信
- ・ アニメ「秘密結社 鷹の爪」を活用したウェブプロモーション
- ・ 新型コロナ対策の知事解説動画を制作、情報発信
- ・ 県民への呼び掛け街頭キャンペーンを実施 (7 月 12 日～9 月 17 日 計 49 回)
- ・ 知事記者会見での情報発信 (17 件)

(6) 第 6 波 (令和 3 年 12 月 15 日～令和 4 年 6 月 5 日)

- ・ 県ホームページや県公式 SNS で日々の感染動向、啓発、支援策を情報発信
- ・ 県広報紙「彩の国だより」で啓発や支援内容について掲載
- ・ 新聞紙面広告、チラシ、点字版・デージー版の配布による情報発信
- ・ 県政広報テレビ番組で MC が感染予防の呼び掛けを実施
- ・ 県政広報ラジオ番組で啓発や支援内容を情報発信
- ・ テレビスポット CM やラジオスポット CM で啓発や支援内容を情報発信
- ・ デジタルサイネージを活用した情報発信
- ・ アニメ「秘密結社 鷹の爪」を活用したウェブプロモーション
- ・ 新型コロナ対策の知事解説動画を制作、情報発信
- ・ 県民への呼び掛け街頭キャンペーンを実施 (1 月 21 日～3 月 22 日 計 3 回)
- ・ 知事記者会見での情報発信 (19 件)

(7) 第 7 波 (令和 4 年 6 月 6 日～令和 4 年 10 月 7 日)

- ・ 県ホームページや県公式 SNS で日々の感染動向、啓発、支援策を情報

## 発信

- ・ 県広報紙「彩の国だより」で啓発や支援内容について掲載
- ・ 新聞紙面広告、点字版・デイジー版の配布による情報発信
- ・ 県政広報テレビ番組でMCが感染予防の呼び掛けを実施
- ・ 県政広報ラジオ番組で啓発や支援内容を情報発信
- ・ テレビスポットCMやラジオスポットCMで啓発や支援内容を情報発信
- ・ デジタルサイネージを活用した情報発信
- ・ アニメ「秘密結社 鷹の爪」を活用したウェブプロモーション
- ・ 知事記者会見での情報発信（9件）

### (8) 第8波（令和4年10月8日～令和5年5月7日）※5類移行時点を暫定的な終期とする

- ・ 県ホームページや県公式SNSで日々の感染動向、啓発、支援策を情報発信
- ・ 県広報紙「彩の国だより」で啓発や支援内容について掲載
- ・ 新聞紙面広告、点字版・デイジー版の配布による情報発信
- ・ 県政広報テレビ番組でMCが感染予防の呼び掛けを実施
- ・ 県政広報ラジオ番組で啓発や支援内容を情報発信
- ・ テレビスポットCMやラジオスポットCMで啓発や支援内容を情報発信
- ・ デジタルサイネージを活用した情報発信
- ・ アニメ「秘密結社 鷹の爪」を活用したウェブプロモーション
- ・ 県民への呼び掛け街頭キャンペーンを実施（4月19日 計1回）
- ・ 街頭キャンペーンの実施状況としては、令和3年1月8日から令和5年4月19日の間に、県内63市町村で延べ353回実施した。
- ・ 知事記者会見での情報発信（15件）

## 3 実施上の課題と対応

### 広報媒体の選定

県民、県内事業者、市町村等が求める感染症の情報は、画一的でなく、またその時々で変化する。そのため、即時性が求められる情報は知事記者会見、ホームページやSNSを活用し、分かりやすさが求められる情報は広報紙やテレビ、ラジオを活用するなど、県民等のニーズや行政から広く伝えるべき情報の内容に応じた広報媒体の選択を行っている。

## 4 ICTの活用

事業執行に当たっては、オンライン会議ツールやペーパーレス会議ツールを利用している。

## 5 広報・関係機関への周知

県ホームページ、県公式SNS、県広報紙「彩の国だより」、県政広報テレビ番組、県政広報ラジオ番組等で啓発や支援内容を情報発信【再掲】

## 6 自己評価

関係課と緊密に連携し、適時適切な情報発信を行うことが出来たことは評価できる。

## 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

県民、県内事業者、市町村等が求める感染症の情報は、画一的でなく、またその時々で変化する。

例えば、即時性が求められる情報は知事記者会見、ホームページやSNSを活用し、分かりやすさが求められる情報は広報紙やテレビ、ラジオを活用するなど、県民等のニーズや行政から広く伝えるべき情報の内容に応じた広報媒体の選択を行うことが重要である。

緊急時に、対象者に対し、適宜適切なタイミングで広報できる体制の維持・構築が重要である。

## 8 根拠法令・事務連絡等

なし

## 9 事業費・財源

事業費 令和2年度 258,164千円

令和3年度 306,163千円

令和4年度 121,644千円

財源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

※県広報紙や県政広報テレビ番組等に係る通常経費は、コロナ関連情報に関わらず執行しており、当該事業費には含んでいない。

## 10 5類移行に伴う対応

5類移行後についても、新型コロナウイルス感染症の流行状況やワクチン接種に係る制度改正の状況等を踏まえ、基本的な感染対策やワクチン接種の呼び掛け・正しい情報の提供等について、適時適切に情報を発信した。

主な取組は、次のとおり。

- ・ 県ホームページや県公式SNSで情報発信
- ・ 県広報紙「彩の国だより」で感染予防の呼び掛けを実施

- ・ 県政広報テレビ番組や県政広報ラジオ番組で感染予防の呼び掛けを実施
- ・ デジタルサイネージで感染予防の呼び掛けを実施
- ・ 知事記者会見での情報発信（2件）